

施設名	経営主体	所在地	電話	標ぼう診療科目
福田外科病院	医療法人	長崎県佐世保市藤原町38-3	0956-34-0151	外科、内科、整形外科、胃腸科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科
京町病院	医療法人	長崎県佐世保市常盤町4番15号	0956-25-2255	内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科、リハビリテーション科
長崎労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構	長崎県佐世保市瀬戸越2丁目12-5	0956-49-2191	リハビリテーション科、外科、眼科、形成外科、耳鼻いんこう科、循環器内科、整形外科、内科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、麻酔科、救急科、臨床検査科、病理診断科
三川内病院	医療法人	長崎県佐世保市三川内本町290	0956-30-8011	外科、内科、整形外科、胃腸科、麻酔科、肛門科、リハビリテーション科
俵町浜野病院	医療法人	長崎県佐世保市俵町22-1	0956-22-6548	こう門科、リハビリテーション科、外科、呼吸器科、循環器科、消化器科、整形外科、内科
北松中央病院	地方独立行政法人	長崎県佐世保市江迎町赤坂299番地	0956-65-3101	リハビリテーション科、外科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、脳神経内科、腎臓内科、整形外科、糖尿病・代謝内科、内科、内分泌内科、脳神経外科、放射線科
久保内科病院	医療法人	長崎県佐世保市田原町11-9	0956-49-3377	内科、消化器科、放射線科、リハビリテーション科
長崎百合野病院	医療法人	長崎県西彼杵郡時津町元村郷1155-2	095-857-3366	リハビリテーション科、外科、呼吸器内科、消化器外科、消化器内科、整形外科、内科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、肛門外科、循環器内科
長崎北徳洲会病院	医療法人	長崎県西彼杵郡長与町北陽台1丁目5番1号	095-813-5800	内科、外科、呼吸器内科、脳神経外科、整形外科、形成外科、心療内科、精神科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、消化器内科、腎臓内科、小児科
長崎北病院	医療法人	西彼杵郡時津町元村郷800番地	095-886-8700	リハビリテーション科、呼吸器科、循環器科、消化器科、神経内科、内科、放射線科
西海救急クリニック	医療法人EMS	長崎県西海市西海町木場郷455番地7	0959-23-0301	救急科、内科、外科、小児科、脳神経外科、整形外科、循環器内科、リハビリテーション科
市立大村市民病院	大村市	長崎県大村市古賀島町133-22	0957-52-2161	内科、呼吸器内科、腎臓内科、消化器内科、神経内科、感染症内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、心臓血管外科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、精神科、救急科、歯科口腔外科、麻酔科、脳神経外科
長崎医療センター	独立行政法人国立病院機構	長崎県大村市久原2丁目1001-1	0957-52-3121	内科、血液内科、内分泌・代謝内科、腎臓内科、リウマチ科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、肝臓内科、消化器内科、循環器内科、感染症内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、内分泌外科、小児外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、臨床検査科、救急科、緩和ケア内科、小児科（新生児）
貞松病院	医療法人	長崎県大村市東本町537番地	0957-54-1161	リウマチ科、リハビリテーション科、形成外科、整形外科、内科、麻酔科
長崎川棚医療センターワン	独立行政法人国立病院機構	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005-1	0956-82-3121	リハビリテーション科、外科、感染症内科、呼吸器外科、呼吸器内科、歯科、循環器内科、消化器内科、神経内科、整形外科、代謝内科、内科、脳神経外科、皮膚科、放射線科、泌尿器科、小児科

宮 崎 病 院	医 療 法 人	長崎県諫早市久山町1575番地1	0957-25-4800	リハビリテーション科、外科、救急科、形成外科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科（内視鏡）、腎臓内科（人工透析）、整形外科（ペインクリニック）、内科、脳神経外科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、消化器外科、老年内科
諫早記念病院	医 療 法 人	長崎県諫早市天満町2番21号	0957-22-0370	アレルギー疾患内科、リウマチ科、リハビリテーション科、外科、呼吸器内科、循環器内科、消化器外科、消化器内科、心臓内科、神経内科、整形外科、代謝内科、糖尿病内科、内科、放射線科、老年内科、肛門外科、形成外科
西諫早病院	医 療 法 人	長崎県諫早市貝津町3015	0957-25-1150	外科、整形外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺・内分泌内科、内科、呼吸器内科、循環器内科、リハビリテーション科、放射線科
諫早総合病院	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	長崎県諫早市永昌東町24番1号	0957-22-1380	内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、リウマチ科、小児科、外科、呼吸器外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、病理診断科、リハビリテーション科、精神科、腫瘍内科、脳神経外科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、消化器外科、放射線治療科
佐藤病院	医 療 法 人	長崎県諫早市小長井町井崎98	0957-34-2062	リハビリテーション科、外科、眼科、呼吸器科、循環器科、小児科、消化器科、整形外科、内科、放射線科
日本赤十字社長崎原爆諫早病院	日本赤十字社	長崎県諫早市多良見町化屋986-2	0957-43-2111	リハビリテーション科、呼吸器科、循環器科、消化器科、内科、放射線科
長崎県島原病院	長 崎 県 病 院 企 業 団	長崎県島原市下川尻町7895番地	0957-63-1145	リハビリテーション科、外科、眼科、呼吸器内科、耳鼻いんこう科、循環器内科、小児科、消化器内科、整形外科、内科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、麻酔科、血液内科、病理診断科
泉川病院	医 療 法 人	長崎県南島原市深江町丁2405	0957-72-2017	アレルギー科、リウマチ科、リハビリテーション科、外科、感染症内科、呼吸器外科、呼吸器内科、呼吸器内科（化学療法）、循環器内科、小児科、消化器外科、消化器内科、神経内科、人工透析内科、腎臓内科、整形外科、内科、乳腺外科、皮膚科、放射線科、麻酔科
愛野記念病院	医 療 法 人	長崎県雲仙市愛野町甲3838-1	0957-36-0015	アレルギー科、リウマチ科、リハビリテーション科、外科、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、整形外科、内科、麻酔科、耳鼻いんこう科、心療内科、形成外科、放射線科、糖尿病内科、脳神経外科、緩和ケア内科
公立小浜温泉病院	町 村 組 合	長崎県雲仙市小浜町マリーナ3番地2	0957-74-2211	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、神経内科、外科、心臓血管外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、リハビリテーション科、放射線科、腎臓内科、麻酔科、皮膚科
柴田長庚堂病院	医 療 法 人	長崎県島原市中堀町68	0957-64-1111	リハビリテーション科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、内科、放射線科
国民健康保険平戸市民病院	平 戸 市	長崎県平戸市草積町1125-12	0950-28-1113	リハビリテーション科、外科、眼科、小児科、整形外科、内科、放射線科、救急科
柿添病院	医 療 法 人	長崎県平戸市鏡川町278	0950-23-2151	リハビリテーション科、外科、歯科、耳鼻いんこう科、循環器内科、小児科、小兒外科、整形外科、内科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、脳神経外科、麻酔科、血液内科

平戸市立生月病院	平 戸 市	長崎県平戸市生月町 山田免2965番地	0950-53-2155	リハビリテーション科、外科、小児科、整形外科、内科
青 洲 会 病 院	医 療 法 人	長崎県平戸市平町 山内免612-4	0950-57-2155	リハビリテーション科、胃腸科、外科、整形外科、内科、脳神経外科、泌尿器科、放射線科
松 浦 中 央 病 院	独立行政法人地域医療機能推進機構	長崎県松浦市志佐町 浦免856番1	0956-72-3300	リハビリテーション科、外科、呼吸器内科、耳鼻いんこう科、循環器内科、消化器内科、消化器外科、人工透析内科、整形外科、内科、放射線科、肛門外科
長崎県五島中央病院	長 崎 県 病 院 企 業 団	長崎県五島市吉久 木町205番地	0959-72-3181	内科、精神科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、脳神経外科、リハビリテーション科、循環器内科、消化器内科、脳神経内科
長崎県五島中央病院 附属診療所奈留医療センター	長 崎 県 病 院 企 業 团	長崎県五島市奈留 町浦1644番地	0959-64-2014	リハビリテーション科、外科、眼科、小児科、整形外科、精神科、内科、泌尿器科、皮膚科
長崎県富江病院	長 崎 県 病 院 企 業 団	長崎県五島市富江 町狩立499番地	0959-86-2131	リハビリテーション科、外科、眼科、小児科、整形外科、内科
長崎県上五島病院	長 崎 県 病 院 企 業 团	長崎県南松浦郡新 上五島町青方郷1 549-11	0959-52-3000	内科、精神科、脳神経内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、脳神経外科
小値賀町国民健康保険診療所	小 値 賀 町	長崎県北松浦郡小 値賀町笛吹郷2428 番地1	0959-56-4111	眼科、循環器内科、小児科、整形外科、精神科、内科、泌尿器科
長崎県壱岐病院	長崎県病院企業団	長崎県壱岐市郷ノ 浦町東触1626 番地	0920-47-1131	内科・精神科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・放射線科・リハビリテーション科・麻酔科・脳神経外科
光武内科循環器科病院	医 療 法 人	長崎県壱岐市郷ノ 浦町郷ノ浦15番 地3	0920-47-0023	リハビリテーション科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、内科、皮膚科
長崎県対馬病院	長 崎 県 病 院 企 業 団	長崎県対馬市美津 島町雞知乙116 8番7	0920-54-7111	内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腫瘍内科、脳神経内科、人工透析内科、外科、腫瘍外科、整形外科、脳神経外科、精神科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、緩和ケア放射線科、臨床検査科、救急科、麻酔科
長崎県上対馬病院	長 崎 県 病 院 企 業 団	長崎県対馬市上対馬 町比田勝630番地	0920-86-4321	リハビリテーション科、外科、眼科、産婦人科、耳鼻いんこう科、小児科、神経内科、整形外科、精神科、内科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、放射線科

(3) 防疫用薬剤等調達先調

令和5年11月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	東七(株)長崎支店	長崎市昭和3-2-15	095-848-1111
2	東七(株)長崎南営業所	長崎市油屋町2-23	095-826-3123
3	(株)翔薬長崎支店	長崎市田中町587-2	095-815-0100
4	(株)翔薬長崎北支店	長崎市葉山2-30-7	095-856-1551
5	三和化工薬品(株)	長崎市栄町4-13	095-821-2563
6	(株)テクノ・スズタ商品センター	長崎市中里町1384	095-839-3090
7	藤村薬品(株)	長崎市田中町2022	095-837-8331
8	藤村薬品(株)浦上支店	長崎市扇町12-23	095-844-4161
9	富田薬品(株)長崎支店	長崎市光町3-1	095-862-1166
10	(株)宮崎温仙堂商店長崎支店	長崎市大浦町1-2	095-822-2234
11	九州東邦(株)長崎営業所	長崎市田中町582-3	095-813-3890
12	(株)アトル長崎支店	長崎市浪の平町4-23	095-822-0303
13	東七(株)	佐世保市瀬戸越4丁目1318-1	0956-41-0777
14	東七(株)早岐営業所	佐世保市広田3丁目37-10	0956-38-2000
15	(株)翔薬佐世保支店	佐世保市有福町297-2	0956-58-2100
16	九州東邦(株)佐世保営業所	佐世保市卸本町335	0956-34-3351
17	(株)テクノ・スズタ佐世保営業所	佐世保市日野町755	0956-28-4365
18	(株)アトル佐世保支店	佐世保市早苗町522-3	0956-38-3101
19	富田薬品(株)佐世保営業所	佐世保市大和町939	0956-31-3325
20	藤村薬品(株)佐世保支店	佐世保市卸本町8-1	0956-31-7106
21	(株)宮崎温仙堂商店佐世保支店	佐世保市天神町4-16-10	0956-37-8600
22	東七(株)大村営業所	大村市東三城町15-2	0957-53-3165
23	(株)アトル大村支店	大村市原口町646-1	0957-55-8188

No.	名 称	所 在 地	電話番号
24	(株)宮崎温仙堂商店大村支店	大村市松山町 265-1	0957-53-2163
25	九州東邦(株)諫早大村営業所	大村市陰平町 48-1	0957-54-4433
26	(株)翔薬諫早支店	諫早市小船越町 948-1	0957-22-3310
27	東七(株)諫早営業所	諫早市八天町 16-2	0957-35-5755
28	藤村薬品(株)諫早支店	諫早市小船越町 1076	0957-22-0360
29	(株)宮崎温仙堂商店	諫早市東小路町 2-28	0957-22-3350
30	富田薬品(株)諫早営業所	諫早市小川町 54-1	0957-23-8015
31	富田薬品(株)島原営業所	島原市西八幡町 8427-1	0957-63-1458
32	(株)宮崎温仙堂商店島原支店	島原市上の町 900	0957-62-2201
33	藤村薬品(株)島原支店	島原市西八幡町 8482-1	0957-63-7890
34	東七(株)島原営業所	島原市下折橋町 3802	0957-62-7766
35	東七(株)五島営業所	五島市末広町 1	0959-72-4145
36	藤村薬品(株)五島支店	五島市中央町 2-10	0959-72-5155
37	(株)宮崎温仙堂商店五島支店	五島市三尾町 2-3-37	0959-72-5171
38	(株)翔薬五島支店	五島市中央町 2-9	0959-72-4365
39	(株)アトル対馬支店	対馬市巣原町東里字野良 290-3	0920-52-0867
40	九州東邦(株)対馬営業所	対馬市巣原町宮谷 83	0920-52-0034
41	(株)宮崎温泉堂商店長崎北支店	西彼杵郡時津町本村郷 1107-2	095-865-8877

11 緊急輸送道路ネットワーク計画

(県道路建設課：道路維持課)

令和7年5月改定（令和7年3月末時点）

445

都道府 県名	緊急輸送 道路	道路種別		管理者	路線名	区間	延長 (km)	供用 未供用
長崎県	1次	高速自動 車国道	A	高速道路 会社	九州横断自動車道長崎大分線	東彼杵群東彼杵町 (県境) ~ 長崎 IC	46.8	供用
長崎県	1次	直轄国道		国	一般国道34号	東彼杵郡東彼杵町 坂本郷 (県境) ~ 長崎市江戸町	57.7	供用
長崎県	1次	直轄国道	その他の有 料道路	高速道路 会社	一般国道34号(長崎バイパス)	諫早市多良見町市 布 ~ 長崎市昭和町	11.1	供用
長崎県	1次	直轄国道	その他の有 料道路	高速道路 会社	一般国道34号(長崎バイパス)	長崎市川平町 ~ 長崎市西山4丁目	4.0	供用
長崎県	1次	直轄国道		国	一般国道35号	佐世保市木原町 ~ 佐世保市八幡町	17.6	供用
長崎県	1次	直轄国道		国	一般国道57号	島原市下川尻町 ~ 諫早市小船越町	61.2	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道57号(島原道路：森山拡幅)	諫早市小野町 ~ 森山西IC	2.3	未供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道57号(島原道路：森山拡幅)	森山西IC ~ 森山東IC	2.7	供用
長崎県	1次	直轄国道		国	一般国道57号	雲仙市小浜町北野 ~ 雲仙市千々石町庚	3.4	未供用
長崎県	1次	補助国道	その他の有 料道路	都道府県	一般国道202号(西海パールライン)	江上IC ~ 小迎IC	4.8	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道202号	長崎市江戸町 ~ 佐世保市田子の浦郷	82.8	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道204号	松浦市今福町(県 境) ~ 佐世保市八幡町	66.7	供用
長崎県	1次	直轄国道		国	一般国道205号	東彼杵郡東彼杵町 彼杵宿郷 ~ 佐世保市大塔町	23.3	供用

長崎県	1次	補助国道	その他の有料道路	都道府県	一般国道 206 号（川平有料道路）	西彼杵郡時津町井手園 ~ 川平 IC	4.7	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 206 号	長崎市宝町 ~ 西海市西海町小迎郷	43.9	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 206 号（小迎バイパス）	大串 IC ~ 小迎 IC	6.1	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 206 号（大串白似田バイパス）	白似田 IC ~ 大串 IC	6.6	未供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 207 号	諫早市小長井町（県境） ~ 諫早市小豆崎町	19.8	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 207 号	諫早市福田町 ~ 諫早市小船越町	3.7	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 251 号	長崎市田中町 ~ 雲仙市愛野町乙	24.1	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 251 号	南島原市深江町 ~ 島原市出平町	12.0	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 251 号	島原市下川尻町 ~ 雲仙市愛野町甲	31.8	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 251 号（島原道路：吾妻愛野バイパス）	吾妻 IC ~ 愛野 IC	1.7	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 251 号（島原道路：愛野森山バイパス）	愛野 IC ~ 森山東 IC	1.8	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 251 号（島原道路：出平有明バイパス）	島原市出平町 ~ 島原市有明町	3.4	未供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 251 号（島原道路：有明瑞穂バイパス）	島原市有明町 ~ 雲仙市瑞穂町伊福乙	10.4	未供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 251 号（島原道路：瑞穂吾妻バイパス）	雲仙市瑞穂町伊福乙 ~ 雲仙市吾妻町阿母名	6.4	未供用
長崎県	1次	補助国道	その他の有料道路	都道府県	一般国道 324 号（ながさき出島道路）	長崎 IC ~ 長崎市新地町	3.4	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 324 号	長崎市田上 1 丁目 ~ 長崎 IC	1.8	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 382 号	対馬市上対馬町 ~ 対馬市厳原町	84.6	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 382 号	壱岐市勝本町勝本浦 ~ 壱岐市石田町印通寺浦	19.0	供用

長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 383号	平戸市新町 ~ 平戸市田平町小手田免	3.4	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 384号	五島市玉之浦町大宝 ~ 五島市玉之浦町中須	4.3	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 384号	五島市三井楽町浜ノ畔 ~ 五島市中央町	21.1	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 384号	南松浦郡新上五島町奈良尾郷 ~ 南松浦郡新上五島町有川郷	26.9	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 444号	大村市桜馬場2丁目 ~ 大村市黒木町(県境)	14.5	供用
長崎県	1次	直轄国道	B	高速道路会社	一般国道 497号(武雄佐世保道路)	長崎県東彼杵群波佐見町小樽郷(県境) ~ 佐世保大塔IC	17.2	供用
長崎県	1次	直轄国道	B	高速道路会社	一般国道 497号(佐世保道路)	佐世保大塔IC ~ 佐世保中央IC	7.8	供用
長崎県	1次	直轄国道	B	国	一般国道 497号(佐々佐世保道路)	佐世保中央IC ~ 佐々IC	9.4	供用
長崎県	1次	直轄国道	B	国	一般国道 497号(伊万里松浦道路)	松浦市今福町滑栄免(県境) ~ 松浦IC	7.1	供用
長崎県	1次	直轄国道	B	国	一般国道 497号(松浦佐々道路)	松浦IC ~ 佐々IC	19.1	未供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 498号	佐世保市潛木町(県境) ~ 佐世保市瀬戸越町	10.4	供用
長崎県	1次	補助国道		都道府県	一般国道 499号	長崎市江戸町 ~ 長崎市小ヶ倉町	6.0	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	11 佐世保日野松浦線	佐世保市吉岡町 ~ 佐世保市小川内町	2.8	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	12 大瀬戸西彼線	西海市西彼町大串郷 ~ 西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷	12.6	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	23 勝本石田線	壱岐市芦辺町中野郷東触 ~ 壱岐市芦辺町深江本村触	2.8	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	25 郷ノ浦港線	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 ~ 壱岐市郷ノ浦町東触	3.1	供用

長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	27 福江荒川線	五島市木場町 ~ 五島市岐宿町二本楠	11.3	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	28 長崎歛刈線	長崎市滑石町 ~ 時津町野田郷	1.4	未供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	31 富江岐宿線	五島市富江町富江 ~ 五島市富江町松尾	1.1	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	31 富江岐宿線	五島市岐宿町二本楠 ~ 五島市岐宿町中嶽	0.7	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	32 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町浦桑郷 ~ 南松浦郡新上五島町榎津郷	2.5	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	33 長崎多良見線	長崎市赤迫町 ~ 西彼杵郡長与町高田郷	3.4	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	38 長崎空港線	大村市箕島町(長崎空港) ~ 大村市桜馬場2丁目	3.5	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	40 佐世保吉井松浦線	佐世保市吉岡町 ~ 佐世保市吉井町立石	5.5	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	40 佐世保吉井松浦線	佐世保市江迎町田ノ元 ~ 松浦市志佐町庄野免	8.9	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	43 西彼太田和港線	西海市西海町川内郷 ~ 西海市西海町太田和郷	7.3	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	45 東長崎長与線	西彼杵郡長与町高田郷 ~ 西彼杵郡長与町斎藤郷	1.5	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	46 若松白魚線	南松浦郡新上五島町若松郷 ~ 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷	4.7	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	49 福江富江線	五島市三尾野町 ~ 五島市富江町富江	12.7	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	50 玉之浦大宝線	五島市玉之浦町玉之浦 ~ 五島市玉之浦町大宝	8.0	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	51 長崎南環状線	長崎市田上1丁目 ~ 長崎市戸町	7.1	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	51 長崎南環状線	長崎市上戸町4丁目 ~ 長崎市江川町	5.2	未供用
長崎県	1次	県道	その他の有料道路	都道府県	51 ながさき女神大橋道路(長崎南環状線)	長崎市戸町 ~ 長崎市木鉢町	1.9	供用

長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	53 柚木三川内線	佐世保市柚木町 ~ 佐世保市横手町	11.5	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	58 愛野島原線	島原市下折橋町 ~ 島原市片町	2.3	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	62 上五島空港線	南松浦郡新上五島町友 町有川郷 ~ 南松浦郡新上五島町友 住郷	10.8	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	63 福江空港線	五島市三尾野町 ~ 五島市三尾野町	3.0	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	64 対馬空港線	対馬市美津島町鶴 知 ~ 対馬市美津島町鶴知	0.8	供用
長崎県	1次	県道	主要地方道	都道府県	65 壱岐空港線	壱岐市石田町印通 寺浦 ~ 壱岐市石田町簡城東触	2.6	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	112 長崎式見港線	長崎市元船町 ~ 長崎市茂里町	2.7	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	113 長与大橋町線	長崎市昭和2丁目 ~ 長崎市大橋町	1.6	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	119 長崎インター線	長崎市田上1丁目 ~ 長崎市田上1丁目	0.4	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	125 諫早外環状線	小船越 IC ~ 栗面 IC	4.4	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	125 諫早外環状線	諫早 IC ~ 小船越 IC	1.6	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	125 諫早外環状線	栗面 IC ~ 長野 IC	3.9	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	164 玉之浦岐宿線	五島市玉之浦町中 須 ~ 五島市岐宿町二本楠	8.5	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	169 日ノ島猿浦線	南松浦郡新上五島 町若松郷 ~ 南松浦郡新上五島町西 神ノ浦郷	0.6	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	173 郷ノ浦芦辺線	壱岐市郷ノ浦町東 触 ~ 壱岐市芦辺町深江本村 触	6.9	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	181 比田勝港線	対馬市上対馬町西 泊 ~ 対馬市上対馬町西泊	1.8	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	204 奥ノ平時津線	日並 IC ~ 時津 IC	3.3	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	208 磯石原松尾停車場線	島原市出平町 ~ 島原市大手原町	1.9	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	233 貝津岳浜ノ畔線	五島市三井楽町浜 ノ畔 ~ 五島市三井楽町浜ノ畔	1.1	供用

長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	235 昭和馬町線	長崎市馬町 ~ 長崎市西山町	1.7	供用
長崎県	1次	県道	一般県道	都道府県	237 小ヶ倉田上線	長崎市小ヶ倉町 ~ 長崎市新戸町	1.8	供用
長崎県	1次	県道	その他	都道府県	長崎時津縦貫線（茂里町～滑石町工区）	長崎市茂里町 ~ 長崎市滑石町	5.3	未供用
長崎県	1次	その他	臨港道路	都道府県	臨港道路	西彼杵郡時津町元村郷	7.4	供用
長崎県	1次	その他	市道	市町村	市道	長崎市茂里町 ~ 長崎市川口町	0.7	供用
長崎県	1次	その他	市道	市町村	市道	諫早市福田町 ~ 諫早市小豆崎町	0.3	供用
長崎県	1次	その他	市道	市町村	市道	南島原市深江町丁 ~ 南島原市深江町丁	2.9	供用
長崎県	1次	その他	町道	市町村	町道	時津町日並郷 ~ 時津町子々川郷	2.6	供用
長崎県	2次	補助国道		都道府県	一般国道 202号	西海市西海町太田和郷	16.2	供用
長崎県	2次	補助国道		都道府県	一般国道 207号	諫早市多良見町化屋	26.6	供用
長崎県	2次	補助国道		都道府県	一般国道 251号	雲仙市小浜町 ~ 南島原市深江町	48.0	供用
長崎県	2次	補助国道		都道府県	一般国道 324号	長崎市田上 ~ 長崎市茂木町	3.0	供用
長崎県	2次	補助国道		都道府県	一般国道 383号	平戸市岩の上町 ~ 平戸市津吉町	29.4	供用
長崎県	2次	補助国道		都道府県	一般国道 384号	五島市三井楽町浜ノ半畔	19.4	供用
長崎県	2次	補助国道		都道府県	一般国道 384号	五島市玉之浦町大宝	17.9	供用
長崎県	2次	補助国道		都道府県	一般国道 389号	雲仙市国見町多比良乙	40.8	供用
長崎県	2次	補助国道		都道府県	一般国道 499号	長崎市小ヶ倉町 ~ 長崎市脇岬町	21.1	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	1 佐世保嬉野線	佐世保市三川内本町	7.0	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	4 川棚有田線	東彼杵郡川棚町栄町 ~ 東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	12.0	供用

長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	6 大村嬉野線	大村市松原 ~ 大村市松原	1.3	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	11 佐世保日野松浦線	佐世保市上町 ~ 佐世保市下本山町	10.0	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	11 佐世保日野松浦線	佐世保市世知原町 栗迎 ~ 松浦市志佐町浦免	13.1	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	15 崎戸大島線	西海市崎戸町 ~ 西海市大島町	6.3	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	18 佐々鹿町江迎線	佐世保市小佐々町 ~ 佐世保市江迎町	27.1	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	18 佐々鹿町江迎線	江迎鹿町 IC(仮称) ~ 佐世保市鹿町町	2.3	未供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	19 平戸田平線	平戸市獅子町 ~ 平戸市魚の棚町	21.0	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	19 平戸田平線	平戸市春日町 ~ 平戸市主師町	0.4	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	22 有川奈良尾線	南松浦郡新上五島 町七目郷 ~ 南松浦郡新上五島町奈 良尾郷	21.0	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	23 勝本石田線	壱岐市勝本町 ~ 壱岐市芦辺町	13.1	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	23 勝本石田線	壱岐市芦辺町 ~ 壱岐市石田町	4.8	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	24 巖原豆駿美津島線	対馬市巖原町今屋 敷 ~ 対馬市巖原町上槻	41.5	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	24 巖原豆駿美津島線	対馬市巖原町 ~ 対馬市美津島町	26.7	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	26 佐世保港線	佐世保市松浦町 ~ 佐世保市平瀬町	0.4	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	27 福江荒川線	五島市岐宿町中獄 ~ 五島市玉之浦町荒川	5.6	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	29 香焼江川線	長崎市香焼町 ~ 長崎市江川町	6.4	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	30 小浜北有馬線	雲仙市小浜町金浜 ~ 雲仙市小浜町大龜	5.2	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	30 小浜北有馬線	南島原市北有馬町 乙 ~ 南島原市北有馬町己	8.5	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	31 富江岐宿線	五島市富江町松尾 ~ 五島市岐宿町二本楠	8.5	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	31 富江岐宿線	五島市岐宿町中獄 ~ 五島市岐宿町岐宿	11.3	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	32 有川新魚目線	南松浦郡新上五島 町榎津郷 ~ 南松浦郡新上五島町小 串郷	9.1	供用

長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	33 長崎多良見線	西彼杵郡長与町高田郷 ~ 諫早市多良見町舟津	9.5	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	34 野母崎宿線	長崎市脇岬町 ~ 長崎市宿町	42.4	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	37 大村貝津線	大村市久原 ~ 大村市久原	0.2	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	39 上対馬豊玉線	対馬市上対馬町比田勝 ~ 対馬市豊玉町鍵川	45.3	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	41 諫早飯盛線	諫早市宇都町 ~ 諫早市飯盛町開	9.9	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	42 平戸生月線	平戸市主師町 ~ 平戸市生月町	6.6	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	44 棘原小茂田線	対馬市厳原町棘原 ~ 対馬市厳原町小茂田	10.2	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	45 東長崎長与線	長崎市平間町 ~ 西彼杵郡長与町三根郷	10.9	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	47 雲仙西有家線	雲仙市小浜町木場 ~ 南島原市西有家町須川	8.0	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	48 木坂佐賀線	対馬市峰町三根 ~ 対馬市峰町佐賀	4.3	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	52 大島太田和線	西海市大島町 ~ 西海市西海町中浦北郷	2.6	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	54 栗木吉井線	佐世保市潛木町 ~ 佐世保市吉井町立石	14.3	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	55 有喜本諫早停車場線	諫早市鷺崎町 ~ 諫早市幸町	0.5	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	56 上県小鹿港線	対馬市上県町樅滝 ~ 対馬市上対馬町小鹿	13.2	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	57 神ノ浦港長浦線	長崎市神浦向町 ~ 長崎市琴海戸根町	8.7	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	59 郷ノ浦沼津勝本線	壱岐市郷ノ浦町柳田触 ~ 壱岐市勝本町本宮東触	12.2	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	60 獅子津吉線	平戸市獅子町 ~ 平戸市紐差町	4.2	供用
長崎県	2次	県道	主要地方道	都道府県	61 御厨田代江迎線	佐世保市江迎町栗越 ~ 佐世保市江迎町長坂	3.3	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	103 喜内瀬鍋串辻線	松浦市福島町塩浜 ~ 松浦市福島町喜内瀬免(県境)	4.3	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	109 鷹島肥前線	松浦市鷹島町神崎免 ~ 松浦市鷹島町神崎免(県境)	3.1	供用

長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	115 長崎漁港村松線	長崎市西海町 ~ 長崎市西海町	0.9	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	125 諫早外環状線	諫早市船越町 ~ 諫早市小豆崎町	1.6	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	128 雲仙千々石線	雲仙市小浜町雲仙 ~ 雲仙市千々石町庚	8.9	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	130 加津佐停車場山口線	南島原市加津佐町乙 ~ 南島原市加津佐町戊	3.0	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	131 雲仙神代線	雲仙市国見町神代戊 ~ 雲仙市国見町神代戊	2.3	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	138 田結久山線	諫早市飯盛町里 ~ 諫早市飯盛町里	1.4	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	144 松浦江迎線	松浦市志佐町庄野免 ~ 佐世保市江迎町栗越	7.5	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	151 佐世保世知原線	佐世保市田原町 ~ 佐世保市世知原町槍巻	7.7	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	151 佐世保世知原線	佐世保市菰田町 ~ 佐世保市世知原町長田代	2.1	未供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	158 鷹島線	松浦市鷹島町三里免 ~ 松浦市鷹島町神崎免	6.8	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	161 小値賀循環線	北松浦郡小値賀町笛吹郷 ~ 北松浦郡小値賀町前方郷	3.1	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	168 奈留島線	五島市奈留町浦 ~ 五島市奈留町泊	4.3	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	174 湯ノ本芦辺線	壱岐市勝本町立石南触 ~ 壱岐市芦辺町芦辺浦	10.2	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	182 大浦比田勝線	対馬市上対馬町大浦 ~ 対馬市上対馬町西泊	11.1	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	184 諫早多良岳線	諫早市長田町 ~ 諫早市長田町	0.4	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	192 瀬浦厳原港線	対馬市厳原町佐須瀬 ~ 対馬市厳原町安神	8.5	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	195 小長井線	諫早市小長井町小川原浦 ~ 諫早市小長井町小川原浦	3.5	供用

長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	197 竹敷鷄知線	対馬市美津島町竹敷 ～ 対馬市美津島町鷄知	5.3	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	204 奥ノ平時津線	長崎市琴海戸根町 ～ 長崎市西海町	8.7	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	224 深堀三和線	長崎市布巻町 ～ 長崎市為石町	1.4	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	227 志方江迎線	北松浦郡佐々町志 方免 ～ 佐世保市江迎町赤坂	8.1	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	232 唐崎岬線	対馬市豊玉町卯麦 ～ 対馬市豊玉町仁位	2.2	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	233 貝津岳浜ノ畔線	五島市三井楽町貝 津 ～ 五島市三井楽町浜ノ畔	14.0	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	243 寺島馬込港線	西海市大島町 ～ 西海市大島町	0.8	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	244 小値賀空港線	北松浦郡小値賀町 前方郷 ～ 北松浦郡小値賀町前方 郷	1.8	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	250 伊王島香焼線	長崎市伊王島町2 丁目 ～ 長崎市香焼町	2.5	供用
長崎県	2次	県道	一般県道	都道府県	257 大村外環状線	大村市久原2丁目 ～ 大村市池田2丁目	6.6	供用
長崎県	2次	その他	農道	都道府県	雲仙グリーンロード	島原市出平町 ～ 雲仙市愛野町乙	22.7	供用
長崎県	2次	その他	農道	都道府県	雲仙グリーンロード	南島原市加津佐町 ～ 雲仙市小浜町南本町	17.5	供用
長崎県	2次	その他	農道	都道府県	東彼杵グリーンロード	大村市松原1丁目 ～ 大村市荒瀬町	4.4	供用
長崎県	2次	その他	農道	都道府県	多良岳レインボーロード	大村市坂口町 ～ 諫早市長田町	26.7	供用
長崎県	2次	その他	農道	都道府県	多良岳レインボーロード	諫早市長田町 ～ 諫早市小長井町小川原 浦	17.4	供用
長崎県	2次	その他	堤防道路	都道府県	諫早湾干拓堤防道路	諫早市高来町溝口 ～ 雲仙市吾妻町平江名	8.0	供用
長崎県	2次	その他	臨港道路	都道府県	臨港道路	長崎市畠刈町 ～ 長崎市西海町	2.9	供用
長崎県	2次	その他	市道	市町村	市道	対馬市厳原町椎根 ～ 対馬市厳原町上槻	9.8	供用
						緊急輸送道路延長合計（供用済区間のみ）	1,892.1	
						うち第1次緊急輸送道路延長合計 (供用済区間のみ)	953.7	

うち第2次緊急輸送道路延長合計 (供用済区間のみ)	938.4	
------------------------------	-------	--

A : 高速自動車国道法に基づく道路 (NEXCO3社、首都高、阪高、本四含む)

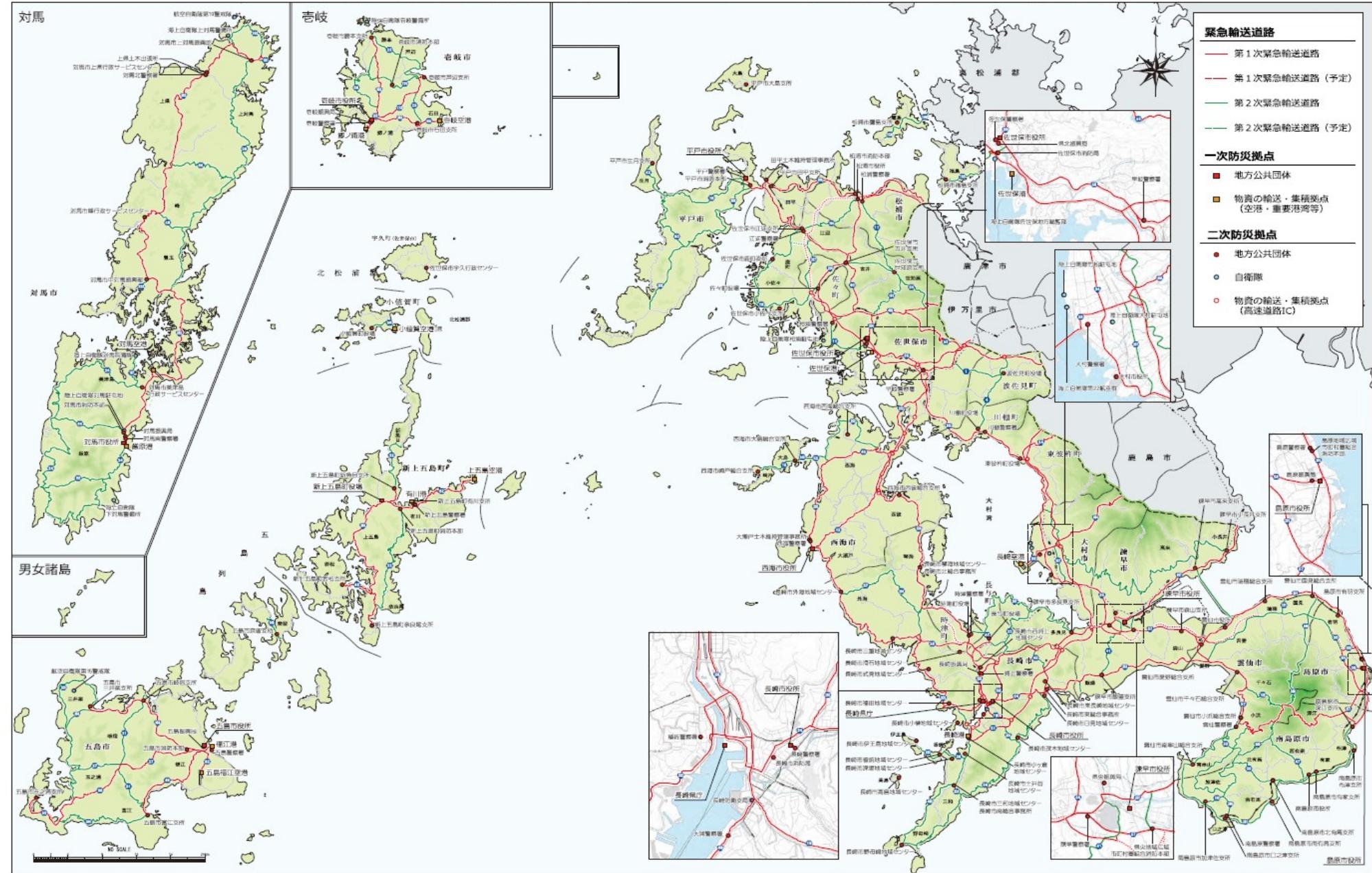
新直轄 : A路線のうち、直轄で整備する区間

A : 高速自動車国道 (A路線) に並行する一般国道の自動車専用道路

B : 一般国道の自動車専用道路

その他の有料道路 : 県や政令市の公社等の管理する有料道路

緊急輸送道路ネットワーク図（長崎県）



12 交通規制基本計画

交 通 規 制 基 本 計 画

(県警察本部)
(No. 1)

項 目	細 目	内 容
第1 被害想定	1 計画の対象とする災害の被害想定	<p>本計画の対象とする災害の被害想定は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 震源地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動地震 (2) 略 (3) 略 (4) 大村-諫早北西付近断層帯を震源とする地震</p> <p>なお、その他の災害の場合は、災害発生時に交通情報の収集等必要な措置をとった上で、道路の損壊状況、災害の規模、被災状況及び被災地への流入車両の交通量等に応じて、緊急交通路の必要性、区間等を個別に検討し、指定の要否を判断することとする。</p>
第2 用語の定義	1 緊急交通路及び緊急交通路の指定予定路線	<p>(1) 緊急交通路とは、大規模災害発生時において、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、公安委員会が道路の区間を指定し、その区間ににおける緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両について、通行の禁止又は制限を行うものという。</p> <p>緊急交通路は、道路の損壊状況、災害の規模、被災状況及び被災地への流入車両の交通量等を勘案し、指定予定路線を基本として必要な区間を指定することとする。</p> <p>(2) 緊急交通路の指定予定路線（以下「指定予定路線」という。）とは、迅速な緊急交通路の指定に資するため、あらかじめ被害想定ごとに緊急交通路に指定が予定される路線を定めるものである。</p>
	2 緊急交通路の指定予備路線	緊急交通路の指定予備路線（以下「指定予備路線」という。）とは、指定予定路線が道路損壊等で使用ができない場合に、一時的に指定予定路線の一部区間のう回路として、緊急交通路に指定することとなる路線をいう。
	3 緊急点検箇所	緊急点検箇所とは、指定予定路線上における橋梁、橋のジョイント部、法面、上方に高架が設置されている箇所や沿線に高層ビルが建ち並んでいる箇所のうち、橋の段差、建物等の崩落等により通行不能となることが見込まれ、発災後、緊急に点検を行う必要性の高い箇所をいう。
	4 交通検問所	<p>交通検問所とは、緊急通行車両及び規制除外車両を流入させるとともに、同車両以外の車両の流入を阻止する箇所をいう。</p> <p>交通検問所の設置箇所は、原則、高速道路及び自動車専用道路のインターチェンジ入口とする。</p> <p>交通検問所に次の各班を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 検問班～緊急通行車両及び規制除外車両の確認のために、車両の検問を実施する。○ 交付班～緊急通行車両及び規制除外車両確認証明書・確認標章の交付を実施する。
	5 広報箇所	<p>広報箇所とは、交通検問所での混雑緩和と緊急通行車両及び規制除外車両の選別を円滑に行うため、交通検問所に向かう車両に対して、緊急交通路の交通規制の対象、区間、日時を事前に広報する箇所をいう。</p> <p>広報箇所に広報班を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 広報班～交通検問所に向かう車両に対し、緊急交通路に関する事前広報を実施する。

交 通 規 制 基 本 計 画

(No. 2)

項 目	細 目	内 容	
第3 具体的被害想定に基づく指定予定路線等	1 雲仙地溝南縁東部断層帶と西部断層帶の連動地震	<p>(1) 指定予定路線（区間） ア 長崎自動車道下り線（県境～諫早 IC） イ 西九州自動車道上り線（佐世保中央 IC～県境）</p> <p>(2) 指定予備路線 長崎自動車道に並行する一般国道34号及び西九州自動車道に並行する一般国道35号</p> <p>(3) 緊急点検箇所 長崎自動車道及び西九州自動車道のうち、指定予定路線上の橋梁部等</p> <p>(4) 交通検問所 指定区間のすべてのIC・SIC 9箇所（東そぎ、大村、木場、諫早、波佐見有田、佐世保三川内、佐世保大塔、佐世保みなと、佐世保中央）</p> <p>(5) 広報箇所 上記交通検問所のほか、IC 2箇所（相浦中里、佐々）</p>	指定予定路線等については、別添1「緊急交通路の指定予定路線図」のとおり。 略
	2 略	略	略
	3 略	略	略

交 通 規 制 基 本 計 画

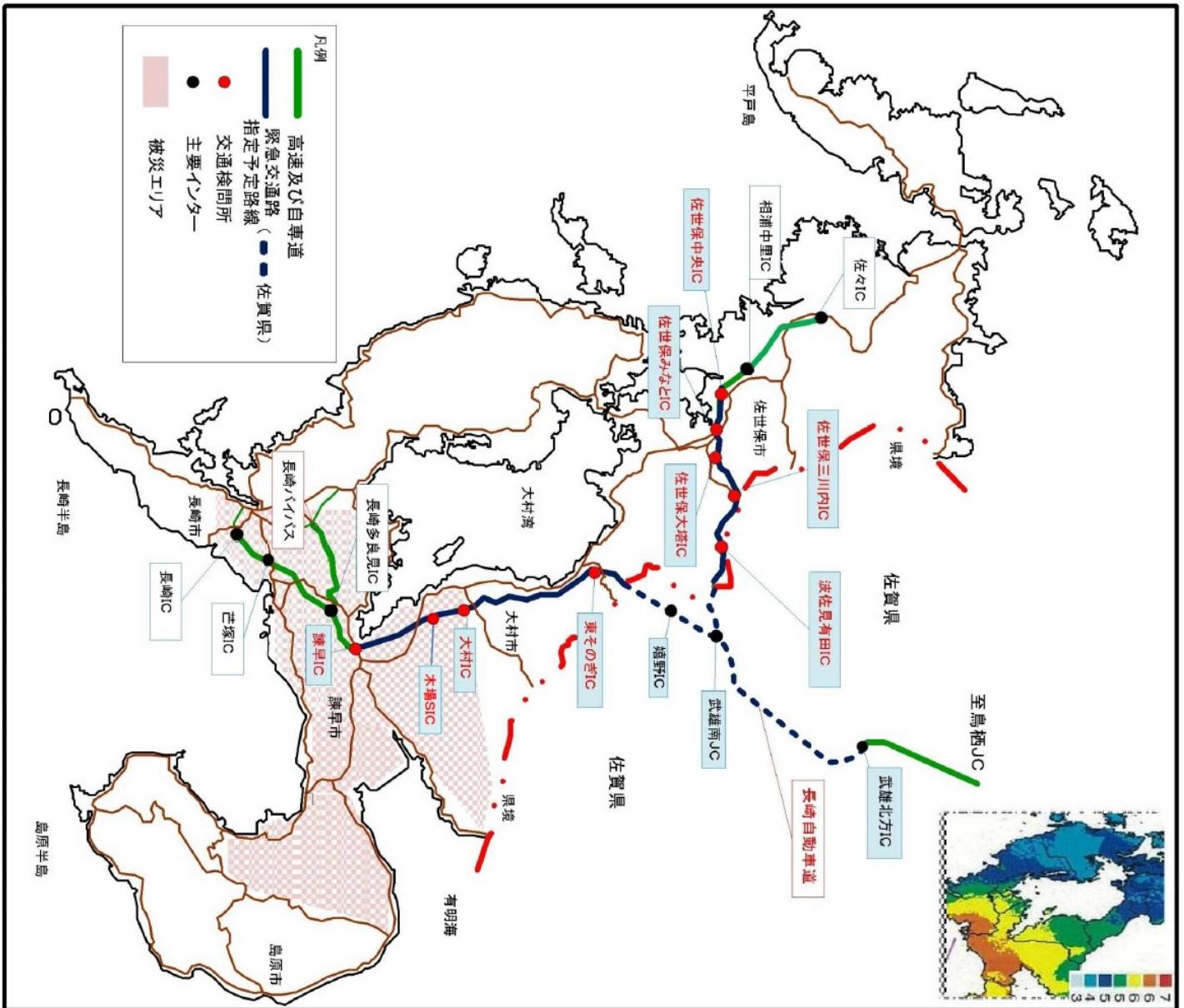
(No. 3)

項 目	細 目	内 容
	<p>4 大村-諫早 北西付近断層帯 を震源とする 地震</p> <p>(1) 指定予定路線（区間） ア 長崎自動車道下り線（県境～東そのぎ IC） イ 長崎自動車道上り線（長崎 IC～諫早 IC） ウ 西九州自動車道上り線（佐世保中央 IC～県境） エ 出島道路</p> <p>(2) 指定予備路線 長崎自動車道に並行する一般国道34号及び西九州自動車道に並行する一般国道35号</p> <p>(3) 緊急点検箇所 長崎自動車道及び西九州自動車道のうち、指定予定路線上の橋梁部等</p> <p>(4) 交通検問所 指定区間のすべてのIC10箇所（東そのぎ、諫早、長崎多良見、長崎芒塚、長崎、波佐見有田、佐世保三川内、佐世保大塔、佐世保みなと、佐世保中央）並びに出島道路流入口及び料金所の2箇所</p> <p>(5) 広報箇所 上記交通検問所のほか、IC 2箇所（相浦中里、佐々）</p>	<p>指定予定路線等については、別添3 「緊急交通路の指定予定路線図」の とおり。</p> <p>略</p>

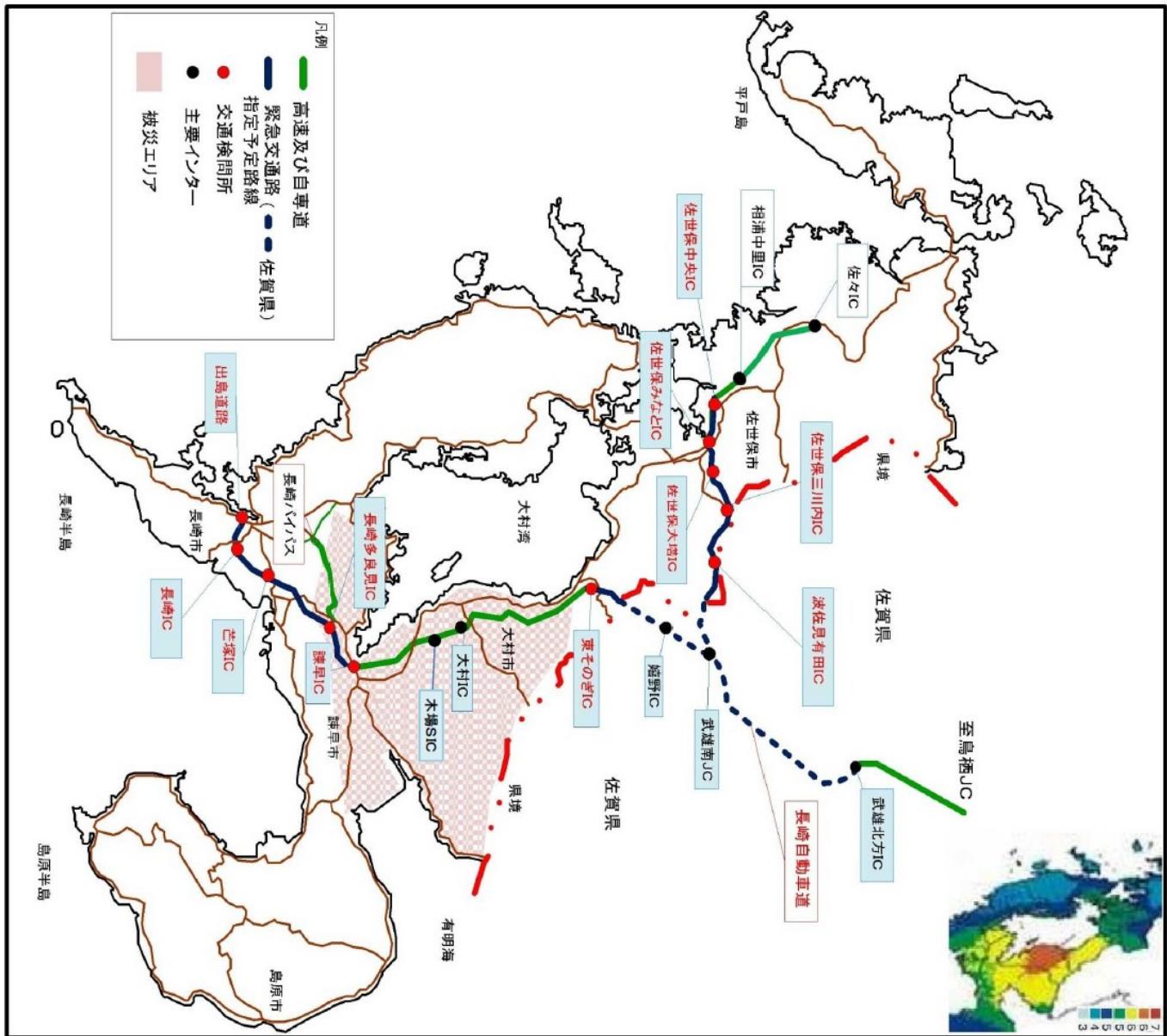
緊急交通路の指定予定路線図

2 略 1 雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の運動地震

別添1



緊急交通路の指定予定路線図 4 大村-諫早北西付近断層帯を震源とする地震



13 広域火葬計画

(県生活衛生課)

長崎県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、「長崎県地域防災計画」及び「長崎県国民保護計画」に基づき、大規模災害発生時及び武力攻撃事態等により被害が生じたとき（以下「災害時等」という。）における被災した市町（以下「被災市町」という。）の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

この計画において、「広域火葬」とは、災害時等による被害により被災市町が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町内の遺体の火葬を行うことが不可能となつた場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失すことのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 県、市町及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し提供するとともに、市町、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 市町は、広域火葬を円滑に実施するため、市町内の情報収集と整理を行う。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

第2 平常時の対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣県内の火葬場の名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の型式、使用燃料、周辺交通事情及びその他必要な事項
- (2) 県内市町、県内火葬場設置者及び近隣県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町は、災害時等における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害時等における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

- (1) 市町は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。
 - ア 資機材等の確保
 - ・棺及び遺体保存剤並びに作業要員の確保
 - ・災害時等に使用する遺体安置所の確保
 - ・災害時等における火葬場までの搬送手段及び搬送経路の確保
 - イ 協定等の締結
 - 災害時等における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、靈柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結
 - ウ 緊急通行車両の事前届出
 - 遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法（以下「法」という。）第76条第1項の規定による緊急通行車両の事前届出
- (2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。
 - ア 資機材等の確保
 - 火葬に必要な燃料及び資機材並びに火葬要員の確保
 - イ 協定等の締結
 - 災害時等における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結
 - ウ 緊急通行車両の事前届出
 - 資機材の搬送に使用する車両に係る法第76条第1項の規定による緊急通行車両の事前届出
- (3) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 訓練等

- (1) 県は、市町及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を隨時行うものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害時等を想定した訓練を隨時行うものとする。

第3 災害発生時の対応

1 広域火葬の実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、県民生活環境部生活衛生課に広域火葬のための担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況等の把握

- (1) 被災市町は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握するものとする。
- (2) 被災地域の火葬場設置者は、災害等発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否、出動の可能性及び火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。 (別記第1号様式)
- (3) 県は、火葬場設置者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、被災市町及びその他の関係機関に周知するとともに、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援要請

- (1) 被災市町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請するものとする。 (別記第2号様式)
- (2) 県は、被災市町からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、被災していない火葬場設置者又は近隣県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国に報告するものとする。 (別記第3号様式)
- (3) 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。
- (4) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。 (別記第4号様式)
- (5) 県は、前記(2)において広域火葬の実施を決定したときは、市町及び火葬場設置者に、市町は、住民及び葬祭業者等関係団体に速やかにその旨を周知するものとする。
また、県は、テレビ、ラジオ放送等を活用し速やかに県民にその旨を広報するものとする。

4 応援火葬場の調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づき応援火葬場を割り振り、被災市町及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣県等に通知するものとする。 (別記第5号様式の1、別記第5号様式の2)
- (2) 被災市町は、県の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。 (別記第6号様式)
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。
また、県は燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は

関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

6 相談窓口の設置

被災市町は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。

その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。

なお、自然死、病死等災害時等以外の事由による遺体の火葬についても同様に受付を行い、広域火葬の対象とするものとする。

7 火葬に係る特例的取扱い

- (1) 市町及び火葬場設置者は、被災市町による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、県を通じ戸籍確認の事後実施等火葬に係る特例的取扱いについて国に要望するものとする。
- (2) 県は、前記(1)の依頼を受けた場合は直ちに国にその旨を伝え、その結果を市町及び火葬場設置者に連絡するものとする。
- (3) 市町及び火葬場設置者は、国の承認が得られた場合には、火葬に係る特例的取扱いを行うものとする。

8 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。

なお、遺体保存のための資機材の搬入等の経路が、法第76条第1項に基づく交通規制が行われている道路の場合は、緊急通行車両による搬送とする。

- (2) 被災市町は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、遺体の火葬場までの搬入等の経路が、法第76条第1項に基づく交通規制が行われている道路の場合は、緊急通行車両による搬送とする。

- (3) 被災市町は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。（別記第7号様式）

- (4) 県は、被災市町から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体等への応援・協力依頼を行うものとする。

9 引き取り者のいない焼骨の保管

引き取り者のいない焼骨は、被災市町が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

10 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬が実施された場合、災害時等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。
- ア 広域火葬協力を行った火葬場（別記第8号様式の1）
- イ 被災市町が平常時に使用している火葬場（別記第8号様式の2）
- (2) 県は、火葬場からの報告をとりまとめ、国に報告するものとする。

11 広域火葬の終了

- (1) 被災市町は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。
- (2) 県は、被災市町からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合には、広域火葬を終了し、関係する市町及び火葬場設置者等に周知するとともに国に報告するものとする。
- (3) 広域火葬を依頼した市町は、依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。（別記第9号様式）
- (4) 災害時等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。（別記第10号様式）

12 広域火葬等の協力

- (1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県で災害時等が発生したときは速やかに協力体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (2) 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合には、第3の3、4及び5を準用し、対応するものとする。

13 大規模な疾病の流行等への準拠

この計画は、災害時等に対応することを目的にしたものであるが、大規模な疾病の流行その他広域火葬が必要となる危難や非常事態が生じた場合にも、必要に応じてこの計画の定めるところにより対応するものとする。

第4 雜則

他の協定等との関係

この計画は、市町又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害時等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附則

この計画は、平成28年 3月14日から適用する。

14 緊急消防援助隊受援計画

(県消防保安室)

長崎県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総 則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制及び消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号以下「法」という。）第39条の規定に基づく長崎県広域消防相互応援協定に係る運用について、必要な事項を定め、緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、長崎市消防局とする。
2 代表消防機関代行は佐世保市消防局とする。
3 前項までに定めるもののほか、用語の定義については別表第1のとおりとする。

(連絡体制)

第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2・第3のとおりとする。
2 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第2章 応援等の要請

(緊急消防援助隊の応援等要請の手続き)

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

(長崎県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 長崎県知事（以下「知事」という。）は、別に定める取決めに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。
2 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び長崎県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

- (1) 災害の概況
 - (2) 出動が必要な区域や活動内容
 - (3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 3 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行。以下同じ）と協議し、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 4 知事は、被災地の市町長から応援等要請の連絡がなくとも、県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聞くものとする。
- 5 知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 6 知事は、被災地の市町長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 7 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

（応援等要請のための市町長等の連絡）

- 第6 被災地の市町長は、別に定める取決めに基づき緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。
- 2 被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び長崎県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第 5 第 2 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 1－2）。
- 3 被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 被災地の市町長は、知事に対して第 2 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第 5 第 2 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式 1－2）。

5 被災地の市町長は、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

(緊急消防援助隊の応援等決定通知等)

第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

第8 被災地の市町長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が長崎県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- (1) 最大震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (2) 大津波警報が発表された場合
 - (3) 噴火警報（居住区域）が発表された場合
- 2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が長崎県内で発生した場合は、早期に長崎県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。
- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3章 長崎県広域消防相互応援

(消防相互応援隊の応援等要請要領)

第9 県内の消防相互応援隊の要請については、災害の状況及び当該市町を管轄する消防本部の消防力を考慮して、応援等要請を行うこととする。

なお、消防相互応援隊の応援等要請の流れは、別図第2を基本とし、要請する場合は次の要領による。なお、要請要綱別記様式を準用することとし、宛名、発信者名等については、それぞれ修正し活用する。

また、当該応援等要請要領は、隣接する市町との応援協定を妨げるものではない。

- 2 被災地の市町長から知事への応援等要請
被災地の市町長は、災害の状況及び当該市町を管轄する消防本部の消防力では対応できないと判断した場合は、電話により速やかに知事に対し消防相互応援隊の要請を行うものとし、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、詳細な災害の状況を把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2を準用）
 - (1) 知事は、被災地の市町長からの応援等要請を受けたときは、被災地の市町長以外の県内消防機関を所管する市町長（一部事務組合の場合は管理者。以下同じ。（以下「応援側市町長等」という。））へ出動可能な消防相互応援隊数等の報告を求めるものとする。（要

請要綱別記様式2－1を準用)。

- (2) 要請を受けた応援側市町長等は、自己所管消防隊の消防力に鑑み消防相互応援隊を決定し、知事及び代表消防機関の属する市長(以下「代表消防機関市長」という。)に対し、出動可能な消防相互応援隊数等の報告を行うものとする。(要請要綱別記様式2－2を準用) ただし、代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の属する市長へ報告を行うものとする(以下同じ)。
- (3) 知事は、被災地の市町長に対し、出動可能な消防相互応援隊数等について通知を行う(要請要綱別記様式2－2を準用)とともに、災害状況の変化についても聴取し、必要な消防相互応援隊の投入について代表消防機関市長及び被災地の市町長と協議を行い、応援隊数について調整を行うとともに、応援隊数が不足している場合は、緊急消防援助隊等の要請について協議を行うものとする。
- (4) 知事は、出動する又は出動した消防相互応援隊数を被災地の市町長に対し、通知を行うものとする。(要請要綱別記様式3－3を準用)。
- (5) 知事は災害の状況を遅滞なく長官に対して報告を行うものとする。

3 被災地の市町長から応援要請がない場合の応援出動

被災地の市町長からの応援要請にあっては、前項の規定を原則とするが、被災地の市町長から応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当する場合には、長崎県消防相互応援協定締結市町の長(一部事務組合の場合は管理者。以下同じ。)は、応援隊を派遣して応援を行うことが出来るものとする。

- (1) 明らかに管轄区域外で発生している災害であるが、災害の状況及び情報から判断して緊急に応援隊の必要があると認めた場合。
- (2) 通信網の途絶等により災害発生市町等との連絡が取れない場合で、緊急に応援隊の必要があると認めた場合。

4 応援要請がなく応援隊を出動させた場合の通知等

前3項の規定により、応援隊を派遣した応援側市町長等は、出動させた応援隊数等を知事に通知するものとする(要請要綱別記様式2－2を準用)。

通知を受けた知事は、応援隊を派遣した応援側市町長等に詳細な災害概要の聴取を行い、更なる応援隊が必要と判断した場合は、代表消防機関市長と協議を行い、その他の応援側市町長等へ出動可能な消防相互応援隊数等の報告を求めるものとする(要請要綱別記様式2－1を準用)。

5 消防相互応援隊が出動するまでに必要な情報

被災地の市町長は、消防相互応援隊要請時に、必要な情報を知事へ連絡後、引き続き次に掲げる事項について速やかに連絡しなければならない。

- (1) 災害の概況
- (2) 消防相互応援隊の出動が必要な区域及び活動内容
- (3) その他消防相互応援隊の活動のために必要な事項

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置及び解散)

第10 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、長崎県消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても警察、自衛隊、海上保安庁、D M A T等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものと

する。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、長崎県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）と密接な連携を図る必要があることから、県災対本部に近接した場所に設置するものとする。ただし、必要に応じて調整本部は自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所（県庁舎3階会議室）に設置することができるものとする。
- 3 知事は、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、調整本部又は部隊移動に係る知事の権限に属する事務を長崎県消防防災主管部長に委任し、調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、同職をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、長崎県消防主管課長及び長崎県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げるとおりとする。
なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。
 - (1) 長崎県消防主管課職員及び防災航空隊職員
 - (2) 代表消防機関、代表消防機関代行及び県央地域広域市町村圏組合消防本部の職員
 - (3) 被災地を管轄する消防本部（局）の職員
 - (4) 防災航空隊の職員
- 6 調整本部は、「長崎県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 調整本部長は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、県災対本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況及び長崎県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、長崎県消防相互応援隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 長崎県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 県災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 県災対本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 長崎県は、別表第4に定める資機材等を整備しておくものとする。
- 10 調整本部は、様式1、様式2、様式3及び様式4-1、4-2を活用し運用するものとする。
- 11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、長崎県内消防相互応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

15 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

(指揮本部の設置)

第 11 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、長崎県消防相互応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、長崎県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

6 指揮本部は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(進出拠点)

第 12 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

- (1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第 5-1 及び別表第 5-2 のとおりとする。
- (2) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部と消防庁で協議する。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、N B C 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

(活動拠点ヘリベース)

第 13 航空隊の活動拠点ヘリベースは、長崎県防災航空センターとし、サブヘリベースを長

崎空港とする。ヘリベースの基本情報は別表第6のとおりとする。

(宿営場所)

- 第14 調整本部は、災害状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第7のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受け入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第5章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第15 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、長崎県内で活動する指揮支援隊を統括し、県災対本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

- 第16 無線通信運用体制及び県内消防本部の署活動用無線周波数は、別表第8のとおりとする。
- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第9のとおりとする。

3 県内の各消防本部の使用無線周波数は、別表第10のとおりとする。

第6章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

第17 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第18 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第19 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 各市町のスピンドルドライバーの口径及び形状は、別表第11のとおりとする。
- 3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第20 ヘリコプター離着陸場所は、別表第12のとおりとする。

(燃料補給場所等)

第21 調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第13のとおりとする。
- 3 航空小隊の燃料補給体制及び燃料補給場所は、別表第14のとおりとする。
- 4 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部から指示する。

(燃料調達要請)

第22 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定（災害時における支援に関する協定書）に基づき要請するものとする。

(重機等派遣要請)

- 第23 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定（大規模災害時における広域支援活動に関する協定書）に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における重機派遣に関する協定（大規模災害時における広域支援活動に関する協定書）を締結している団体は、別表第15のとおりとする。
- 3 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

(物資等調達要請)

- 第24 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は県災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定（災害時における物資の供給に関する協定書）に基づき要請するものとする。
- 2 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、長崎県地域防災計画資料編（災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定）のとおりとする。

(増隊要請)

- 第25 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

(部隊移動)

- 第26 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別図第3又は別図第4のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

- 第27 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により部隊移動に関する意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求めるものとする。
- 2 被災地の市町長は、前項により意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により緊急消防援助隊の部隊移動に関する連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するものとする。
- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により長崎県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

- 第28 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 調整本部は、前項により意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとともに、県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の活動状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の

長に対して、要請要綱別記様式6－6により部隊移動の指示を行うものとする。

- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して要請要綱別記様式6－7により通知するものとする。
- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6－8により通知するものとする。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第29 調整本部は、部隊移動を行う場合は、県災対本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の処置を要請するものとする。

第7章 応援等の引き揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

- 第30 被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同指揮所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、活動終了の判断をした場合は、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4－1)
 - 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を解散した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防相互応援隊の活動終了)

- 第31 応援活動に従事した県内の消防本部（局）の責任者は、被災地の市町長の指示により消防相互応援隊のすべての活動が終了した場合には、その旨代表消防機関の長へ報告を行うものとする。当該報告を受けた代表消防機関の長は、報告をとりまとめ知事へ報告を行うものとする。
- 2 前項の場合において、代表消防機関の長は、応援活動に従事した消防相互応援隊について次の事項を確認するとともに、知事に報告を行うものとする。
 - (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項

第8章 その他

(情報の共有)

- 第32 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、相互に情報の共有を図るものとする。
- 特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(災害時の体制整備)

第33 知事、各市町長及び各消防本部（局）の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(長崎県受援計画の策定)

第34 知事は、長崎県内の市町が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 知事は、受援計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部（局）の消防長の意見を集約するものとする。

- 3 知事は、受援計画の策定又は変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

- 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、長崎県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに長崎県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(消防本部の受援計画の策定等)

第35 各消防本部（局）の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるよう、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部（局）の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、長崎県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

- 3 各消防本部（局）の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空隊の受援計画)

第36 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、長崎県緊急消防援助隊航空小隊受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

第37 各消防本部（局）は、被災地における緊急消防援助隊又は消防相互応援隊等の消防隊活動が円滑に行われるよう、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図

(7) 救急搬送医療機関位置図

(長崎県の訓練)

第38 長崎県は、原則年1回、県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

この計画は、平成16年1月26日から施行する。

附 則

この計画は、平成24年3月5日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

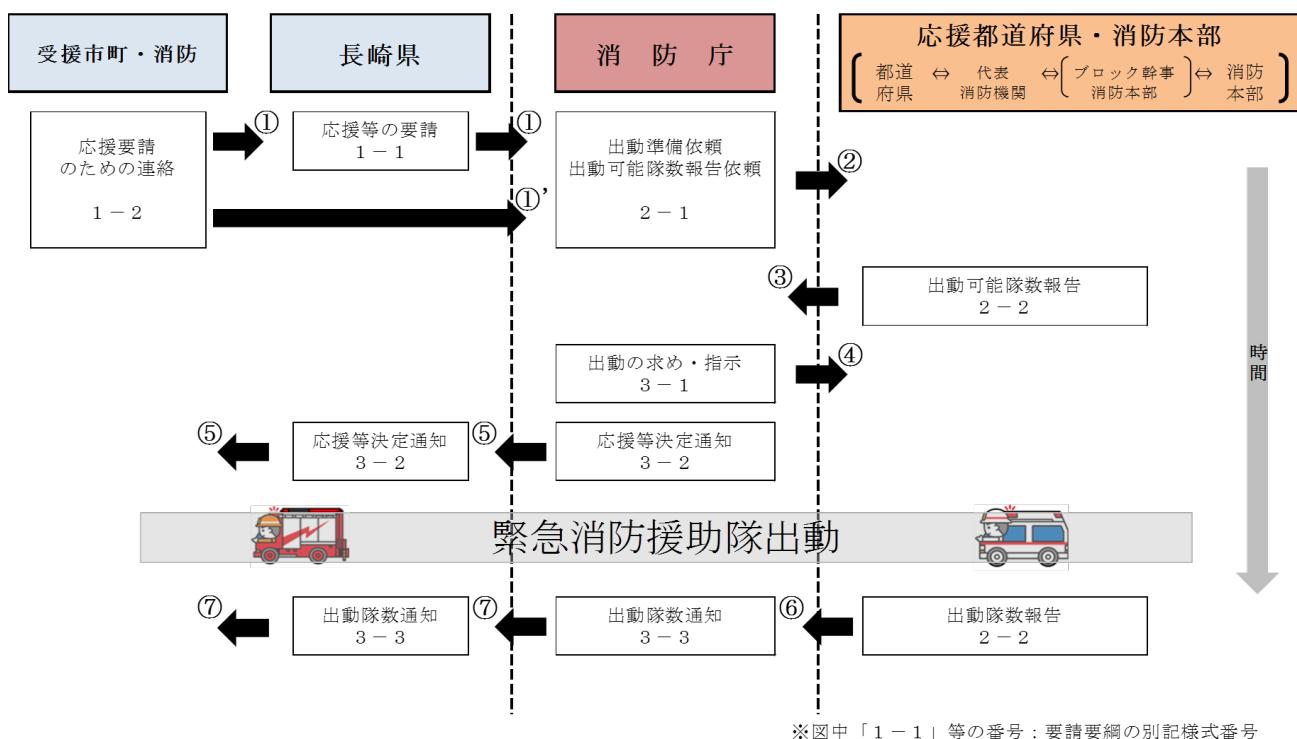
この計画は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年4月1日から施行する。

※別表及び要請要綱、別図（第2～4）等については、掲載を省略しています。

緊急消防援助隊 応援要請系統図



2 県内全域消防相互応援要請

	準用様式	内容	発信者	→	受信者
①	電話 別記様式 1-2	応援等要請・連絡	市町長（受援）	→	知事
②	別記様式 2-1	可能隊数報告 出動準備依頼	知事	→	県内市町長（応援）
③	別記様式 2-2	可能隊数報告	県内市町長（応援）	→	知事・代表消防市長
④	別記様式 2-2	可能隊数報告	知事	→	市町長（受援）
⑤	別記様式 2-2	出動隊数報告	県内市町長（応援）	→	知事・代表消防市長
⑥	別記様式 3-3	出動隊数通知	知事	→	市町長（受援）

15 災害時の物資備蓄等に関する基本方針

災害時の物資備蓄等に関する基本方針

1 方針の趣旨・目的

「みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例」（以下、「防災基本条例」という。）に掲げる「自助」「共助」「公助」の理念のもと、県内で災害が発生した場合に必要となる物資の備蓄等について、各主体（県民・市町・県）の役割や目標とする具体的な数値等を示し、基本的な方向性を示すものとして必要な事項を定めるものである。

2 被害想定

被害想定は、備蓄量算定の基礎となるべきものであり、最大規模を想定することで当該規模を下回る災害（風水害等含む）の場合にも備蓄物資を融合し合うことで対応できるため、過去に県内の災害に対して算出された被害想定の中で最も大きな被害が見込まれている「雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動地震」（H18.3地震等防災アセスメントより）の被害予測による最大避難者数とする。

短期避難者数 = 159,974人

※短期避難者数の定義：地震後の避難所で寝起きする者の最大数

長期避難者数 = 53,511人

※長期避難者数の定義：全壊・焼失により仮説住宅を必要とする者

3 備蓄の基本的な考え方（備蓄者による備蓄割合等）

【基本的な姿勢】

災害時の備蓄は、国の防災基本計画や防災基本条例などの「自らの安全は自らで守る」という「自助」の理念に基づき、県民自らが災害に備え備蓄を行うとこを基本とする。

県及び市町は、県民が自発的に備蓄に取り組むよう啓発に努めるとともに、災害対策基本法に基づき、県民による備蓄を補完するため発災初期において生命維持や生活に最低限必要な物資について備蓄するものとする。

なお、備蓄の目標数量については、上記2の被害想定の連動地震では、各市町で被害に差が生じるが、地震・風水害などの災害はどの地域でも起こりうるものであり、特定の市町の被害が大きい災害時でも他市町からの備蓄物資を融通し合う体制とするため全市町一律の割合で目標数量を算出するものとする。

また、各市町の被害想定に応じて人口の5%を超える分についても備蓄に努める。

【県民・市町・県の役割及び目標数量の考え方】

県 民：国の防災基本計画で住民による3日分の備蓄が推進されていることから、
県民自らが3日分以上の備蓄に努める。

市 町：被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者3日分を目標に備蓄（流通備蓄を含む）に努める。（下記算定式参照）

県：市町の備蓄又は調達する物資の補完分として全市町備蓄目標数量の10%分を目標に備蓄（流通備蓄を含む）する。

〔市町の備蓄量算定式〕

○自ら備蓄品を持ち出すことができない避難者＝全壊等被害者

全壊等被害者推定人数 53,511人 ÷ 65% ≈ 1 = 82,324人

※1 アセスでの長期避難者数は、住家の全壊等被害者の65%で算出しているため、全壊等被害者の全人数算出のため割戻しする。

○ 82,324人 ÷ 1,495,963人（県内総人口※アセス報告時の数値）= 5.5 ≈ 5.0%

備蓄目標量：人口 × 5% × 3日分

4 具体的な備蓄目標品目及び数量

行政における備蓄は、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な物資を共通備蓄品とし、下記の点に留意した品目の選定・備蓄に努める。

また、共通備蓄品以外の品目は、各行政の地域性などを考慮し、必要な物資を備蓄するものとする。

a. 要配慮者や女性等に配慮した物資の備蓄を推進する。

b. 原則として、長期間保存可能なものとする。

ア. 食料：発災初期に生命維持のため最低限必要な物資として、加熱調理が不要な主食系の食料を中心に備蓄する。また、高齢者やアレルギー疾患へも配慮し、なるべく汎用性の高いものを選定する。

（アルファ化米、缶詰パン、レトルトおかず、粉ミルクなど）

イ. 飲料水：飲料水の供給の大部分は、水道事業体等による応急給水によるものとするが、応急給水活動の補完や発災直後用としてペットボトルの飲料水を備蓄する。

ウ. 毛布：防寒対策や避難所での敷物としても利用できる毛布を備蓄する。

エ. 衛生用品：日常生活に欠かせない簡易トイレ、生理用品、紙おむつ（大人用・子供用）などを備蓄する。

〔品目ごとの1人あたり3日分の具体的な数量例〕

- アルファ化米、缶詰パン、粉ミルクなどの主食：1日2食×3日分=6食分
- ミネラルウォーター：1日3リットル×3日分=9リットル
- 毛布：1枚
- 簡易トイレ：1日5回分×3日分=15回分
- 生理用品：1日4個×3日分=12個
- 紙おむつ（乳幼児用）：1日5枚×3日分=15枚
- 紙おむつ（大人用）：1日5枚×3日分=15枚

【参考】共通備蓄品以外の備蓄が望ましい品目一覧・・・別紙1

5 備蓄の形態及び事業者との協定

行政における備蓄は、備蓄形態の特性を踏まえ、品目ごとに現物備蓄及び流通備蓄を組み合わせてより適した備蓄方法により備蓄する。

また、流通備蓄については、災害時に的確かつ迅速に事業者からの物資の供給が行われるよう、平時より事業者等との協定締結に努めるものとする。

なお、県及び各市町の協定締結状況について、情報共有することとする。

また、流通備蓄協定締結の際は、協定先の保管場所や供給可能な物資の数量について把握に努める。

現物備蓄とする物資：生命維持や生活に最低限必要なもので発災当初の混乱時に必要とされる量

例：長期保存食、長期保存可能な衛生用品（生理用品、紙おむつ等）

流通備蓄とする物資：使用期限が短い等により現物備蓄に向かないもの、大量に必要となるものなど県・市町で全量を現物備蓄することが困難なもの。

例：消費期限の短い食品、事業者に常にある程度の在庫が見込まれるもの（飲料水等）

6 備蓄場所

備蓄倉庫は、耐震基準を満たしている建物とし、津波浸水や土砂災害などの被害を受けない立地とする。また、リスクの分散化のため複数箇所への分散備蓄を原則とする。

なお、災害時に迅速な供給をするため、物流ネットワーク等に配慮した場所であることが望ましい。

7 保管・管理方法

雨漏りや虫食い、劣化などによる使用不能品がないか、定期的に中身の確認を行うこととする。（年1回程度）

食品等で明確な使用期限があるものは、期限の管理を計画的に行い、円滑な更新ができるよう配慮する。特に、使用期限が1年を切ったもの等については防災訓練で使用するなど有効活用に努め、できる限り廃棄処分とならないようにする。

8 備蓄物資の輸送

物資の輸送は様々な交通手段を活用し、より迅速かつ円滑に実施するよう努める。

例：災害時の緊急輸送協定に基づくトラック協会への依頼、県所有船舶・ヘリの利用、
自衛隊への応援要請、内航海運事業者への協力依頼 等

9 その他

【他市町への供給】

この方針に基づく県及び市町の備蓄品は、災害対策基本法や防災基本条例の規定に基づき、県または他市町より供給要請があった場合は、特別な理由がない限り、速やかに応じることとする。

【備蓄計画の策定】

県及び各市町のおいては、この方針を踏まえ個別の備蓄計画の策定に努めることとする。

【備蓄状況の公表】

県及び各市町のこの方針に基づいた備蓄状況について、年1回公表することとする。

【目標達成年度】

この方針に基づく備蓄については、可能な限り早く目標備蓄量を達成するよう努める。

【事業者の備蓄】

事業者のおいても、不特定多数の者を受け入れる施設での滞在者や帰宅困難従業員の分などを念頭に必要と想定される量の物資備蓄の検討を促す。

平成26年3月31日策定

【参考】

別紙

備蓄しておくことが望ましい物資（備蓄目標品目除く）

分類	品目例
食料品	副食類（缶詰、スープ、レトルトパック）
寝具等	タオルケット、寝袋
被服・履物	ジャージ上下、Tシャツ、トレーナー、下着、サンダル
衛生用品	タオル、洗面用具（歯磨き用品、石鹼、ドライシャンプー）、ティッシュ
炊事用具	やかん、鍋、包丁、食器類
防災用品	ブルーシート、懐中電灯、乾電池、バケツ

避難所に備蓄しておくことが望ましい物資

分類	品目例
寝具等	段ボール簡易ベッド、畳、マット、カーペット、布団、間仕切り用パーティション
冷暖房機器	扇風機、ストーブ
炊事用具	やかん、鍋、カセットコンロ、ボンベ、哺乳瓶
衛生設備	簡易シャワー、仮設風呂
情報機器	テレビ、ラジオ
防災用品	ブルーシート、ロープ、懐中電灯、発電機、投光器
医療品	救急箱、マスク、血圧計、体温計、手指消毒液

特に福祉避難所に備蓄しておくことが望ましい物資

分類	品目例
介護用品	車椅子、歩行器、ストーマ用装具
衛生用品	洋式ポータブルトイレ

参考資料：大規模災害における応急救助の指針（厚生労働省 H25.9.18 改正）

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府 H25.8）

他県指針等

〈避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府 H25.8（R4.4改正）抜粋）

4 避難所における備蓄等

（1） 食料・飲料水の備蓄

指定避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、指定避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーを有する避難者にも配慮し、アルファー米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

（2） その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体の保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておくこと。また、備蓄品の品目、所在、配布方法については、事前に市町村のホームページや広報などで公開することが望ましいこと。

- ① 災害用トイレの備蓄や整備を進めておくこと。
- ② 高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておくこと。
- ③ 避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液をはじめ、必要な備蓄等しておくこと。
- ④ 発災時から、灯りのある生活及び通信環境を確保するため、自家発電装置、再生可能エネルギー設備を含む非常用発電機等及び衛星電話が指定避難所に設置されていることが望ましいこと。なお、通信・情報機器の確保において、無線機や指定避難所の衛生電話の使用について定期的に確認を行っておくべきであること。また、指定避難所に備え付けのその他の物品についても使用が可能か確認しておくこと。
- ⑤ マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固体燃料等の燃料を備蓄しておくこと。なお、大規模・広域的な災害での外部支援の期間を見通し、必要十分な燃料を備蓄しておくことが望ましいこと。ただし、ガソリン、石油等については、消防法で定める危険物に規定されているため、備蓄にあたっては同法との関係に留意する必要があること。
- ⑥ その他生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したものを備蓄しておくことが望ましいこと。
 - ア タオルケット、毛布、布団等の寝具
 - イ 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
 - ウ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
 - エ 石鹼、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
 - オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具
 - カ 茶碗、皿、箸等の食器

16 みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例

(県防災企画課)

みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例

〔 平成 25 年 3 月 29 日 〕
長崎県条例第 23 号

目 次

前文

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 県民等による防災対策（第9条－第16条）
- 第3章 市町の基本的な施策（第17条－第23条）
- 第4章 県の基本的な施策（第24条－第38条）
- 第5章 雜則（第39条・第40条）

附則

長崎県は、その自然的・地理的条件から、台風、豪雨、地すべり、土石流、山崩れ、火山噴火、火碎流等様々な災害が発生する可能性を有しております、これまで尊い人命と貴重な財産が災害によって度々失われてきた。

中でも、昭和32年7月の諫早大水害、昭和57年7月の長崎大水害、平成2年から平成7年まで続いた雲仙普賢岳噴火災害では、甚大な被害が生じ、多くの尊い人命が失われたことは、今でも多くの県民が記憶しているところである。

近年は、地球温暖化の影響もあり、全国各地で豪雨による被害が度々発生しているだけでなく、台風の大型化が懸念されており、本県においても、今後ますますこうした災害に警戒する必要性が高まっている。

さらには、雲仙活断層群を始めとした活断層が確認されている地域だけでなく、これまで地震が想定されていなかった地域においても、大きな地震が発生する可能性があり、その対策が急務となっている。

また、本県は、玄海原子力発電所から最短で8.3キロメートルの距離にあることから、万一原子力災害が発生した場合には、本県も大きな影響を受ける可能性が高い。

県は、これまでも、様々な災害の発生に備えて、市町及び防災関係機関と連携して各種の防災対策を進めてきたところである。しかしながら、災害による被害を最少化するためには、行政による防災対策のみならず、県民自らが防災対策を講じるとともに、自主防災組織の結成等により、周囲と互いに助け合いながら地域の安全を確保することが必要である。また、過去に経験した災害を語り継ぐことによって、そこから災害による被害の軽減につながる教訓を学び取り、その教訓を防災対策に活かすことが重要である。

少子高齢化や過疎化によって人口減少が進み、地域コミュニティの衰退が懸念されるなど、本県を取り巻く社会環境が大きく変化している中、個々の県民による防災対策と地域における防災対策それぞれの重要性を改めて認識するとともに、過去に経験した災害から得られた教訓を伝承することによって、災害への対応能力を高めなければならない。

ここに、私たちは、災害を未然に防止し、たとえ災害が発生したとしてもその被害を軽減することができる「災害に強い長崎県」を実現するため、県民、地域、事業者、市町及び県

がともに力を合わせて防災対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織及び事業者（以下「県民等」という。）の役割、市町の役割及び県の責務を明らかにするとともに、県民等による防災対策の基本となる事項並びに市町及び県の基本的な施策を定めることにより、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令と相まって、県民等、市町及び県の協働による防災対策を総合的に推進し、もって災害に強い長崎県の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 防災対策 防災のために行う対策（減災（災害による被害を最小化することをいう。）のために行う取組を含む。）をいう。
- (4) 防災関係機関 次に掲げる機関をいう。
 - ア 国の地方行政機関であって、長崎県を管轄区域とするもの
 - イ 自衛隊
 - ウ 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定により県内の市町（一部事務組合を含む。）が設置する消防本部、消防署及び消防団
 - エ 水防法（昭和24年法律第193号）第5条第1項の規定により県内の市町が設置する水防団（消防団が兼ねる場合を含む。）
 - オ 災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関であって、県内で業務を行うもの
 - カ 災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関であって、県内で業務を行うもの
- (5) 自主防災組織 県民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等であって、災害時の避難等において援護を要する者をいう。

(基本理念)

第3条 災害に強い長崎県を実現するための防災対策は、次に掲げる事項を基本として効果的かつ着実に行われるものとする。

- (1) 自助（県民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（県民等が地域の安全を守るために互いに助け合うことをいう。）及び公助（県、市町及び防災関係機関が県民等の安全を守ることをいう。）の理念の下に、県民等、防災関係機関、市町、県の適切な役割分担が図られること。
- (2) 男女双方の視点、災害時要援護者の支援等が配慮されること。

(県民の役割)

第4条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施すること。
- (2) 県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

(自主防災組織の役割)

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害時に果たす役割を認識し、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 地域住民と協力して、地域における防災対策を実施すること。
- (2) 県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、災害時に果たす役割を認識し、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 平常時から防災に関する意識を高め、自ら防災対策を実施すること。
- (2) 県、市町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。
- (3) 避難場所の提供等により、地域住民及び自主防災組織が実施する防災対策に協力すること。

(市町の役割)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 当該市町の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県及び防災関係機関と連携し、防災対策を総合的に推進すること。
- (2) 県及び防災関係機関が実施する防災対策に協力すること。

(県の責務)

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町及び防災関係機関と連携し、防災対策を総合的に推進しなければならない。

第2章 県民等による防災対策

(防災に関する意識の高揚等)

第9条 県民は、防災訓練に参加すること、県、市町又は防災関係機関が提供する災害等に関する情報を活用すること等により、防災に関する知識の習得及び家庭、職場等を通じた防災に関する意識の高揚に努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、定期的に防災訓練等を実施することにより、地域住民に対する防災に関する知識の普及に努めるものとする。
- 3 事業者は、定期的に防災訓練等を実施することにより、従業員に対する防災に関する知識の普及に努めるものとする。

(災害教訓の伝承)

第10条 県民は、過去に経験した災害から得られた教訓（以下「災害教訓」という。）を伝承

し、今後の防災対策に活かすよう努めるものとする。

(自主防災組織の活動への参加)

第11条 県民は、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
(県民等による物資の備蓄等)

第12条 県民は、自らが災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄するよう努めるとともに、災害等に関する情報を収集できる機器を準備するよう努めるものとする。

2 自主防災組織及び事業者は、災害に備えて、あらかじめ、初期消火、負傷者の救助等に必要な物資及び資機材を備蓄し、又は整備し、及び点検するよう努めるものとする。

(建築物の倒壊等の防止)

第13条 県民及び事業者は、災害に備えて、あらかじめ、その所有又は管理する建築物、工作物等について、災害による倒壊等を防ぐ措置を講ずるよう努めるとともに、当該建築物等が災害時に倒壊したときは、自己の安全の確保に支障を生じない限度において、二次災害(当該建築物等の倒壊に伴って新たに生ずる火災等をいう。)による被害の発生等を防止するよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、災害に備えて、あらかじめ、その所有又は管理する家財について、災害による転倒等を防ぐ措置を講ずるよう努めるものとする。

(円滑な避難)

第14条 県民は、災害に備えて、あらかじめ、自ら災害等に関する情報を収集するよう努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自主的に避難するよう努めるものとする。

2 県民は、避難のための立退きの勧告等があったときは、速やかに、これに応じるよう努めるものとする。この場合において、災害時要援護者、旅行者等の円滑な避難に配慮するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民の安全を確保するため、地域住民に対し、災害等に関する情報の伝達、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。この場合において、災害時要援護者の円滑な避難に配慮するよう努めるものとする。

4 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その所有又は管理する施設の利用者、従業員及び周辺地域の住民(以下この項において「施設利用者等」という。)の安全を確保するため、施設利用者等に対し、災害等に関する情報の提供、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。

(観光施設等の利用者の安全の確保)

第15条 観光施設、宿泊施設(農林漁村体験民宿業の施設を含む。)その他観光に関する施設を所有又は管理する者は、当該施設の利用者に対して、災害に備えて、あらかじめ、避難場所及び避難経路を教示するよう努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害等に関する情報の提供、避難場所への誘導等を行うよう努めるものとする。

(事業継続計画)

第16条 事業者は、あらかじめ、大規模災害時における経営上中核となる事業の中止を防止するため及び中断した事業ができる限り早期に再開するために必要な事項を定めた計画を策定するよう努めるものとする。

第3章 市町の基本的な施策

(市町による災害等に関する情報の収集等)

第17条 市町は、災害等に関する情報を災害時に住民に対して的確に提供することができるよう、災害等に関する情報の収集及び提供を行うために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

2 市町は、災害に備えて、あらかじめ、ハザードマップ（災害により住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると想定される区域、避難場所、避難経路その他の災害に関する情報を記載した地図をいう。）を作成するよう努めるとともに、その内容を住民に周知するよう努めるものとする。

(自主防災組織の育成)

第18条 市町は、自主防災組織の結成を促進し、その活動に対する支援を行うよう努めるものとする。

(消防団の充実強化)

第19条 市町は、防災対策の推進を図るため、消防団の充実強化に努めるものとする。

2 市町は、消防団の充実強化に当たっては、消防団が水防活動に従事する場合があることに配意するものとする。

(市町による物資の備蓄)

第20条 市町は、災害応急対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(避難計画の策定等)

第21条 市町は、災害に備えて、あらかじめ、避難場所、避難所、避難経路等について定めた避難計画を策定するよう努めるものとする。

2 市町は、前項の避難計画の策定に当たっては、福祉避難所（通常の避難所においては生活が困難な災害時要援護者を受け入れるための設備等を整えた避難所をいう。）を指定するよう努めるものとする。

3 市町は、避難場所への誘導のための標識の設置その他円滑な避難に資するための措置を行うよう努めるものとする。

4 市町は、避難所の運営における女性の参画を促進し、避難所の運営が男女双方の意向に配慮したものとなるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第22条 市町は、災害に備えて、あらかじめ、災害時の医療救護活動（心のケアを含む。）に関する体制（以下「医療救護体制」という。）の整備を図るよう努めるものとする。

(市町の業務継続計画)

第23条 市町は、あらかじめ、大規模災害時の限られた人員、物資等を基に、災害応急対策に係る業務及び優先度が高い通常業務を災害が発生した直後から適切に実施できるようにするために必要な事項を定めた計画を策定するよう努めるものとする。

第4章 県の基本的な施策

(防災教育等の機会の確保等)

第24条 県は、県民等が行う防災対策が円滑に行われるよう、市町及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 県民等に対する防災教育、防災訓練等の機会を確保すること。この場合において、児童又は児童生徒に対する防災教育、防災訓練等については、その発育段階に応じたものとなるよう留意すること。
- (2) 防災推進員（自主防災組織、事業所等による防災対策において中心的役割を担う者をいう。）その他防災対策の推進に資する人材を育成すること。

(災害教訓の伝承に対する支援)

第25条 県は、市町及び防災関係機関と連携して、災害教訓の伝承の重要性について普及啓発を行い、県民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

(県による物資の備蓄等)

第26条 県は、災害応急対策に必要な物資の備蓄を行うものとする。

2 県は、被災市町からの要請があったときは、県の備蓄品を提供するとともに、当該市町が必要とする物資の調達を行うよう努めるものとする。

(事業者との協定)

第27条 県は、災害時の避難場所の提供、食料、医薬品等の物資の供給、緊急輸送等が的確かつ迅速に行われるよう、事業者との協定の締結に努めるものとする。

(防災に関する施設等の整備)

第28条 県は、災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、その管理する道路、河川、港湾、漁港、学校その他の施設について、計画的に整備するよう努めるものとする。

(孤立地区対策の推進)

第29条 県は、孤立地区（災害によって交通が途絶する地区をいう。以下この条において同じ。）の発生に備えて、離島半島地域の特性を踏まえつつ、あらかじめ、市町及び防災関係機関と連携し、孤立地区に対する医療の提供、物資の輸送、情報の提供等に関する体制の整備を図るものとする。

(県による災害等に関する情報の収集等)

第30条 県は、市町及び防災関係機関と連携し、災害等に関する情報を収集するとともに、広く県民等がこれらの情報を共有するために必要な措置を講ずるものとする。

(災害時要援護者への支援)

第31条 県は、災害時要援護者への情報の提供及び災害時要援護者の避難の支援を円滑に行うため、自主防災組織及び市町と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

(旅行者の安全の確保)

第32条 県は、旅行者の安全を確保するため、市町及び防災関係機関と連携して、県内外の観光地等における災害の発生の状況に関する情報の提供、災害時の避難場所への誘導等に資す

る環境の整備を図るものとする。

(防災ボランティアへの支援等)

第33条 県は、被災地の状況に応じた災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、平常時から防災対策に関するボランティア団体と連携するよう努めるとともに、当該団体に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、市町及び防災関係機関と連携し、県民等に対して、防災対策に関するボランティア活動への参加について啓発するよう努めるとともに、当該ボランティア活動に参加するため必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。

(広域的な医療救護体制の整備等)

第34条 県は、災害に備えて、あらかじめ、広域的な医療救護体制の整備を図るものとする。

2 県は、第22条の規定に基づいて市町が実施する施策を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(公衆衛生の確保)

第35条 県は、市町と連携して、災害時における感染症の発生の予防及びまん延の防止その他公衆衛生上の危害の発生を防止するための体制の整備を図るよう努めるものとする。

(県の業務継続計画)

第36条 県は、あらかじめ、大規模災害時の限られた人員、物資等を基に、災害応急対策に係る業務及び優先度が高い通常業務を災害が発生した直後から適切に実施できるようにするために必要な事項を定めた計画を策定するものとする。

(災害復旧及び復興の推進)

第37条 県は、市町及び防災関係機関と連携し、災害を受けた地域の復旧及び復興の円滑かつ計画的な実施を推進するものとする。

(県民等の意見の反映)

第38条 県は、県の防災に関する施策について、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第5章 雜則

(長崎県防災月間)

第39条 県民等の間に広く防災についての关心と理解を深めるとともに、防災対策の一層の推進を図るため、長崎県防災月間を設ける。

2 長崎県防災月間は、7月1日から7月31日までとする。

(財政上の措置)

第40条 県は、防災に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成 13 年 5 月 31 日 作成
平成 14 年 5 月 31 日 修正
平成 15 年 8 月 26 日 修正
平成 16 年 5 月 26 日 修正
平成 17 年 5 月 23 日 修正
平成 18 年 5 月 31 日 修正
平成 19 年 5 月 31 日 修正
平成 20 年 5 月 28 日 修正
平成 21 年 6 月 5 日 修正
平成 22 年 6 月 1 日 修正
平成 23 年 11 月 24 日 修正
平成 24 年 6 月 4 日 修正
平成 25 年 6 月 6 日 修正
平成 26 年 6 月 10 日 修正
平成 27 年 6 月 9 日 修正
平成 28 年 6 月 2 日 修正
平成 29 年 6 月 9 日 修正
平成 30 年 6 月 6 日 修正
令和 元年 6 月 10 日 修正
令和 2 年 6 月 3 日 修正
令和 3 年 6 月 7 日 修正
令和 4 年 6 月 6 日 修正
令和 5 年 6 月 5 日 修正
令和 6 年 2 月 19 日 修正
令和 6 年 11 月 20 日 修正
令和 7 年 11 月 19 日 修正

長崎県地域防災計画 (資料編)

編集発行 長崎県防災会議
(長崎県危機管理部防災企画課)